

減損会計基準がリース会計に与える影響 (1)

Effect of Leases by Impairment Accounting Standards (1)

吉 田 勝 弘

Katsuhiko Yoshida

目 次

I. はじめに

II. リース取引の判定基準の国際比較

1. わが国の判定基準 —ノンキャンセラブルとフルペイアウト—
2. SFAS13 の判定基準 —数量基準—
3. IAS17 の判定基準 —概念基準—
4. 日本基準と SFAS13・IAS17 の制度的構造

III. リース取引の会計処理と情報開示

1. 所有権移転 FL 取引の資本化処理と本体情報
2. 所有権移転外 FL 取引の賃貸借処理と注記情報

IV. リース資産の減損会計

1. 所有権移転 FL 取引の減損処理
2. 所有権移転外 FL 取引の減損処理

V. おわりに

I. はじめに

わが国にリース会計基準が導入されてから、つまり1993年6月に企業会計審議会から『リース取引に係る会計基準に関する意見書』（以下「リース意見書」と言う）と1994年1月に日本公認会計士協会から『リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針』（以下「リース実務指針」と言う）が公表されてから、10年が経過した。リース会計基準が導入される以前のわが国のリース会計はもっぱらオフバランス処理であった。これに対して、リース会計基準は、リース取引をオンバランスにするリース資本化処理を導入した。リースを他人資本として会計処理するリース資本化処理とは、金融をともなった売買取引、換言すればリース債務の計上にともなうリース資産化である。これをもって、わが国のリース会計はグローバルスタンダード化に着手したと評価された。また、リース資本化の金額は、支払リース料総額から支払利息相当額を控除するために適切な利子率で割り引いた現在価値をもって算定する。この割引現在価値概念は、アメリカ会計基準では早くから活用されてき

たものであるが、わが国の企業会計に導入されたのはこのリース会計基準が初めてであり、これ自体画期的なこととして高く評価された¹⁾。しかし、リース会計基準が導入されてから10年が経過する今日、このリース会計基準にも多くの点で理論的矛盾・制度的限界が発生している。

現在、オペレーティングリース取引（以下OL取引と言う）には、オフバランスとなる賃貸借処理が適用され、ファイナンスリース取引（以下FL取引と言う）は、「原則的」には資本化処理が適用されている。原則的という理由は、FL取引を二つに分けて、所有権が移転する所有権移転FL取引は資本化処理が強制され、所有権が移転しない所有権移転外FL取引に対しては資本化処理並みの注記を付すことで賃貸借処理を、すなわちオフバランスを容認しているからである。したがって、わが国においてはオンバランスとなる資本化処理は、実質的に所有権移転FL取引のみということになる。この制度的仕組みを利用して、FL取引のOL取引化、所有権移転FL取引の所有権移転外FL取引化が行われてきた。図表1に示すように、オンバランスとなる資本化処理はほとんど存在しないというのが、わが国リース会計の現状である。

図表1 所有権移転外FL取引の会計処理と注記状況

	連 結		個 別	
	企業数	構成比	企業数	構成比
資本化処理	3	0.3	2	0.2
賃貸借処理	1,048	99.7	1,264	99.8
合 計	1,051 社	100.0%	1,266 社	100.0%
注記あり	1,037	99.0	1,245	98.5
注記省略	11	1.0	19	1.5
合 計	1,048 社	100.0%	1,264 社	100.0%

注) 注記省略はリース期間1年未満もしくはリース契約1件当たり300万円未満。

出所) 社団法人リース事業協会『月刊リース』2003年1月号, 5頁より引用作成。

リース取引がオフバランスになっている現状の中、2002年8月に企業会計審議会から「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「減損意見書」と言う）、2003年10月に企業会計基準委員会から「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下「減損適用指針」と言う）が公表された。さて本論文の課題は、第一に、リース取引のほとんどすべてがオフバランスになる原因をわが国のリース会計基準の制度的欠陥として追求すること、第二に、リース資産に減損会計が適用されることによって、所有権移転外FL取引のオンバランス化への道を示唆することである。

II. リース取引の判定基準の国際比較

1. わが国の判定基準 —ノンキャンセラブルとフルペイアウト—

わが国におけるFL取引とOL取引とを分ける判定基準は、ノンキャンセラブルとフルペイアウトである。ノンキャンセラブルとは「リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引」、フルペイアウトとは「借手が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用にともなって生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引」²であると規定している。

「リース意見書」の「リース取引に係る会計基準注解」の注1によれば、契約を解除することができないリース取引とは「法的形式上は解約可能であるとしても、解約に際し相当の違約金を支払わなければならない等の理由から事実上解約不能と認められるリース取引」を指す。また、経済的利益を実質的に享受するとは「当該リース物件を自己所有とするならば得られると期待されるほとんどすべての経済的利益を享受すること」であり、コストを実質的に負担するとは「当該リース物件の取得価額相当額、維持管理等の費用、陳腐化によるリスク等のほとんどすべてのコストを負担すること」である。

わが国では、図表2に示すように、リース契約の内容がノンキャンセラブルかつフルペイアウトになっているリース取引をFL取引に分類する。したがって、キャンセラブルかつノンフルペイアウトの場合はもちろんOL取引になるし、ノンキャンセラブルであってもペイアウトの場合や、フルペイアウトであってもキャンセラブルの場合は、すべてOL取引になるのである。つまり日本基準は、まずこの段階で、原則資本化処理のFL取引を絞り込む制度となっている。

図表2 FL取引とOL取引の判定

	ノンキャンセラブル	キャンセラブル
フルペイアウト	FL取引	OL取引
ノンフルペイアウト	OL取引	OL取引

2. SFAS13の判定基準 —数量基準—

1976年11月に公表されたSFAS13³は、レシーの立場から、以下の四つの基準のうちいずれか一つに該当する場合は、キャピタルリース取引(=FL取引)と判定し、いずれにも該当しない場合はOL取引と判定する⁴。

①リース期間終了時にリース資産の所有権がレシーに移転すること(所有権移転基準)。

②買い取りが確実になされると予想されるような割安購入選択権が付与されていること(割安購

入選択権付基準)。

③リース期間がリース資産の見積経済耐用年数の75%以上であること(経済耐用年数75%基準)。

④リース期間中の最低リース料総額の現在価値が、リース開始時におけるリース資産の時価の90%以上であること(現在価値90%基準)⁵。

SFAS13の優れているところは、③の経済耐用年数75%基準や④の現在価値90%基準のように、数量基準を使用している点である。つまり、リース取引の判定に曖昧性を排除していると言えよう。

3. IAS17の判定基準 —概念基準—

1997年に改訂されたIAS17⁶は、以下の五つの基準のうちいずれか一つに該当する場合は、FL取引と判定し、いずれにも該当しない場合はOL取引と判定する。

①リース期間終了時までにはリース資産の所有権がレシーに移転すること(所有権移転基準)。

②レシーにリース資産の購入選択権が付与されており、かつ、その購入価額が選択権の行使日の公正価値よりも十分に低いと予想されるので、リース開始日において購入選択権の行使が合理的に確実視されていること(割安購入選択権付基準)。

③所有権が移転しないとしても、リース期間が、リース資産の経済耐用年数の大部分を占めていること(経済耐用年数基準)。

④リース開始日において、最低リース料総額の現在価値が、リース資産の公正価値と少なくとも実質的に一致していること(現在価値基準)。

⑤リース資産が、そのレシーのみが大きな変更なしに使用できるような特殊な性質のものであること(特別仕様基準)⁷。

IAS17の優れているところは、SFAS13の四つの判定基準に⑤の特別仕様基準を追加している点である。しかし、IAS17の③経済耐用年数基準や④現在価値基準は、SFAS13の数量基準と違って、概念基準を使用している。つまり、リース取引の判定に曖昧性を残していると言えよう。

4. 日本基準とSFAS13・IAS17の制度的構造

前述のように、日本基準は、リース取引をまずノンキャンセラブル・フルペイアウト概念をもって、賃貸借処理のOL取引と原則資本化処理のFL取引に分類する。さらに「リース意見書」は、FL取引に分類されたものを「リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる」⁸としている。この賃貸借処理の所有権移転外FL取引は、SFAS13にもIAS17にも存在しないもので、わが国特有のものである。

「リース実務指針」は、リース物件の所有権が借手に移転する(所有権移転FL取引)の事例とし

て次の三つを挙げている。リース取引の内容（リース契約の内容）が、次のいずれかに該当する場合は、所有権移転FL取引に判定する。

- ①リース契約上、リース期間終了後又はリース期間の途中で、リース物件の所有権が借手に移転することとされているリース取引（所有権移転基準）。
- ②リース契約上、借手に対して、リース期間終了後又はリース期間の途中で、名目的価額又はその行使時点のリース物件の価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利が与えられており、その行使が確実に予想されるリース取引（割安購入選択権付基準）。
- ③リース物件が、借手の用途等に合わせて特別の仕様により製作又は建設されたものであって、当該リース物件の返還後、貸手が第三者に再びリース又は売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されると認められるリース取引（特別仕様基準）。

また、「リース実務指針」は、リース物件の所有権が借手に移転しない（所有権移転外FL取引）の判定基準として次の二つを挙げている。リース取引の内容が次のいずれかに該当する場合は、所有権移転外FL取引に判定する。

- ①解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、当該リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額のおおむね90パーセント以上であること（現在価値90%基準）。
- ②解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数のおおむね75パーセント以上であること（経済耐用年数75%基準）¹⁰。

かかる日本基準は、一見、SFAS13の四つの判定基準にIAS17の特別仕様基準を追加したもののように見える。しかし、SFAS13の四つの判定基準とIAS17の五つの判定基準は、リース取引をFL取引とOL取引に分類するためのものである。これに対して、わが国の場合は、リース取引をFL取引とOL取引に分類する基準はノンキャンセラブル・フルペイアウトである。所有権移転基準・割安購入選択権付基準・特別仕様基準は、FL取引に分類されたもののうちから所有権移転FL取引を判定するために使われ、経済耐用年数75%基準・現在価値90%基準は、FL取引に分類されたもののうちから所有権移転外FL取引を判定するために使われている。

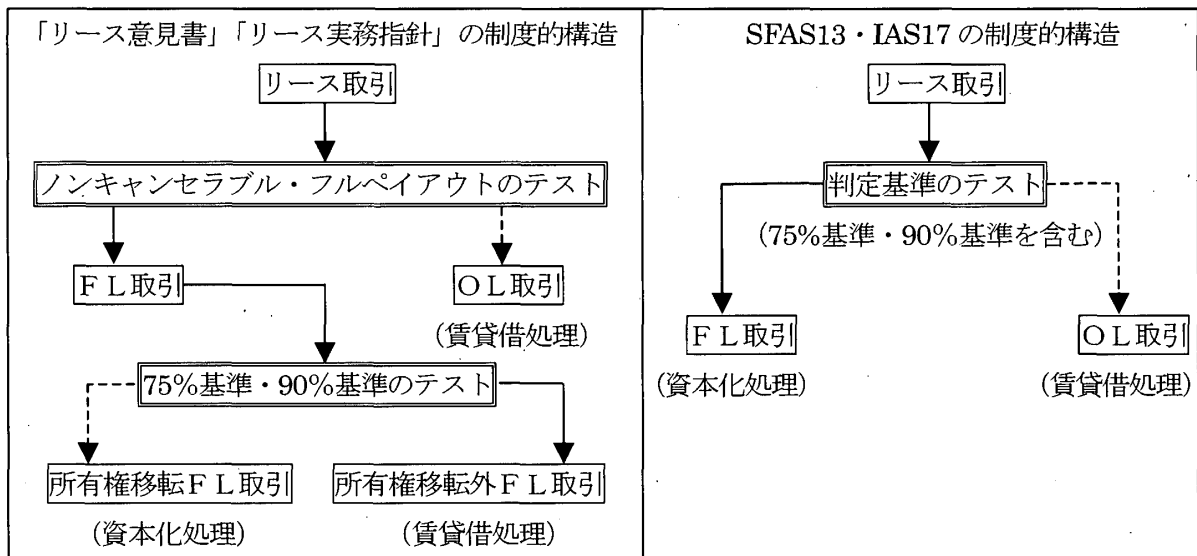
所有権移転基準・割安購入選択権付基準・特別仕様基準は、いずれも概念基準であり、曖昧性を残している。つまり、所有権移転基準・割安購入選択権付基準・特別仕様基準は、リース契約の内容如何によって、オンバランスとなる所有権移転FL取引をすり抜けることが可能である。これに対して、経済耐用年数75%基準・現在価値90%基準は、数量基準であり曖昧性が排除されている。したがって、わが国の場合は、所有権が移転するか移転しないかを決定するのは、もっぱら経済耐用年数75%基準・現在価値90%基準にかかっているとえよう。

似て非なる日本基準と米国基準・国際会計基準の制度的構造は、図表3のようになる。わが国の場

合は、ノンキャンセラブル・フルペイアウトと経済耐用年数75%基準・現在価値90%基準の2回の判定テストを通して、資本化処理となる所有権移転FL取引を抽出する。これに対して、SFAS13とIAS17は1回の判定テストで資本化処理となるFL取引を抽出する。すなわち、米国基準も国際会計基準も1回のバイアスでオンバランスとなるFL取引を導き出すのに対して、日本基準は2回のバイアスをかけてオンバランスとなる所有権移転FL取引を導き出す。つまり日本基準は、オンバランスとなる所有権移転FL取引を極度に絞り込む制度的構造になっている。

また、経済耐用年数75%基準・現在価値90%基準については、日本基準とSFAS13とでは反対に機能している。わが国の場合は、経済耐用年数75%基準・現在価値90%基準のいずれかに該当すれば所有権移転外FL取引すなわち賃貸借処理（オフバランス）となるが、SFAS13では反対に経済耐用年数75%基準・現在価値90%基準のいずれかに該当するとFL取引すなわち資本化処理（オンバランス）となる。

図表3 「リース意見書」「リース実務指針」とSFAS13・IAS17の制度的構造



注) 実線はYES, 点線はNOを意味する。

III. リース取引の会計処理と情報開示

1. 所有権移転FL取引の資本化処理と本体情報

所有権移転FL取引の資本化処理とは、リース開始時のリース債務（他人資本）相当額を算定し、この金額をもってリース資産を計上する方法である。リース債務相当額の算定方法は、リース会社のリース物件購入価額が明らかな場合はこの金額をもってあてるが、一般的にはこの金額は知り得ない。これは、購入資産の仕入原価を知り得ないのと同様である。そこでリース物件購入価額が不明の場合は、リース物件の見積現金購入価額と支払リース料総額の現在価値とを比較し低い方の金

額をもって、リース債務相当額とする。リース取引に係る支払利息相当額は、リース会社に支払う支払リース料総額からリース開始時のリース債務相当額を控除した金額である。各期の支払利息相当額は、支払リース料総額の未返済残高（期首元本）に一定利率を乗じて求める。この一定利率は、〔支払リース料総額を年金原価の計算式で割り引いた現在価値＝リース開始時におけるリース債務相当額〕となる利率である。リース会社に支払う各期の支払リース料を、リース債務元本返済相当額と支払利息相当額に区分して計上する。

- ・リース開始日の仕訳（リース物件：償却資産）
 $(\text{リース資産 } \times \times \times / \text{リース債務 } \times \times \times)(1)$
- ・第1回リース料支払の決算日～最終リース料支払の決算日までの仕訳
 $(\text{リース債務 } \times \times \times / \text{現預金 } \times \times \times)(2)$
 $(\text{支払利息 } \times \times \times / \text{現預金 } \times \times \times)(3)$
 $(\text{減価償却費 } \times \times \times / \text{減価償却累計額 } \times \times \times)(4)$

リース開始日の仕訳が、リース債務の計上とその反映であるリース資産の計上であり、これをもってリース取引のオンバランスと言うのである。(1)のリース債務は、リース債務元本返済相当額となる。(2)と(3)の現預金の合計額は、リース会社に支払う各期の支払リース料である。(3)の減価償却費は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により、耐用年数は経済的使用可能期間とする。以上が所有権移転FL取引の資本化処理である。

2. 所有権移転外FL取引の賃貸借処理と注記情報

所有権移転外FL取引の賃貸借処理とは、リース開始時にリース債務もリース資産も計上せず、資本化処理並みの情報を注記で開示する方法である。注記情報を作成するためには、次の計算が必要となる。

- ①リース債務相当額（＝リース物件の取得原価）を算定する。リース会社のリース物件購入価額が明らかな場合は、この金額と支払リース料総額の現在価値とを比較し低い方の金額をもって、リース債務相当額とするが、一般的にはリース物件購入価額は知り得ない。そこで購入価額が不明の場合は、リース物件の見積現金購入価額と支払リース料総額の現在価値とを比較し低い方の金額をもって、リース債務相当額とする。
- ②減価償却計算については、取得原価にはリース債務相当額が、耐用年数にはリース期間が使用され、残存価額をゼロとして、定額法、定率法等で計算する。所有権が移転しないのでリース期間終了後に残存価額は発生しない。

- ③未経過リース料（未経過リース債務元本返済相当額）の期末残高は、決算日後のリース期間に係る支払リース料から、これに含まれる支払利息相当額を控除した金額である。
- ④各期の支払利息相当額は、資本化処理と同様に、支払リース料総額の未返済残高（期首元本）に一定利率を乗じて求める。各期の支払リース料を、リース債務元本返済相当額と支払利息相当額に区分して注記に記載する。

所有権移転外FL取引の注記情報（一般様式）

- a. リース物件の取得原価相当額（＝リース債務相当額）、減価償却累計額相当額および期末残高相当額
- 取得原価相当額××× 減価償却累計額相当額××× 期末残高相当額×××
- b. 未経過リース料（未経過リース債務元本返済額）期末残高相当額
- 未経過リース料期末残高相当額（1年以内××× 1年超××× 合計×××）
- c. 当期の支払リース料、当期の減価償却費相当額および当期の支払利息相当額
- 支払リース料××× 減価償却費相当額××× 支払利息相当額×××
- d. 減価償却費相当額および支払利息相当額の算定方法
- 減価償却費相当額の算定方法は、×××法によっている。支払利息相当額の算定方法は、支払リース料総額とリース債務との差額を支払利息相当額総額とし、各期への配分方法については利息法によっている。

かかる所有権移転外FL取引の一般様式の注記には、資産情報としては（a）が、負債情報としては（b）が、損益情報としては（c）が記載され、資本化処理並の情報が開示されている。

所有権移転外FL取引の仕訳自体は、下記のごとく極めて単純である。所有権移転外FL取引の賃貸借処理は、OL取引と同様に、本体にはリース債務もリース資産も計上されずオフバランスになる。この本体情報の不足（オフバランス）を補うため、注記情報として非常に複雑な上記の計算数値を開示することとなった。

- ・リース開始日の仕訳
（仕訳なし）
- ・第1回リース料支払の決算日～最終リース料支払の決算日までの仕訳
（支払リース料 ××× / 現預金 ×××）

しかし、わが国では、次式の重要性の判断から注記の簡略様式を採用している企業が圧倒的に多

い。図表4に示すように、所有権移転外FL取引の期末残高の有形固定資産に対する比率が10%以下の企業数の割合は、所有権移転外FL取引を行っている企業数の80%以上に達している。

未経過リース料期末残高 / (未経過リース料期末残高 + 有形固定資産期末残高) < 10%

図表4 所有権移転外FL取引の期末残高相当額の有形固定資産に対する比率

対有形固定資産比率	企業数	構成比
～ 5%	1220社	60.9%
5 ～ 10%	410社	20.5%
10 ～ 20%	211社	10.5%
20 ～ 30%	65社	3.2%
30 ～ 40%	32社	1.6%
40 ～ 50%	19社	0.9%
50 ～ 60%	5社	0.2%
60 ～ 70%	5社	0.2%
70 ～ 80%	6社	0.3%
80 ～ 90%	4社	0.2%
90 ～ 100%	4社	0.2%
100%	21社	1.0%
	2002社	100.0%

81.4%

注) 連結財務諸表が掲載されている会社 (2827社) のうち、所有権移転外FL取引の期末残高相当額が1億円以上の会社 (2002社) を対象。

出所) 企業会計基準委員会『所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告』(2004年3月)の2(2)より引用作成。

次に示す注記の簡略様式は、支払リース料総額をリース物件の取得原価相当額とみなし、これをもとに減価償却計算を行って減価償却累計額相当額と期末残高相当額を掲載し、最後に当期の支払リース料だけを掲載する注記であり、会計情報としてはほとんど意味のないものである。さらに、減価償却方法に定額法を採用する場合は、※印の金額がすべて同額となる。

わが国のリース会計基準は、そもそも、資本化処理並の情報を注記で開示することを条件に、所有権移転外FL取引の賃貸借処理を認めたはずである。しかし、わが国の実態は、リース債務とリース資産が本体にも計上されず注記にも開示されず、完全にオフバランスになっているのである。

所有権移転外FL取引の注記情報 (簡略様式)

リース物件の取得原価相当額 (=支払リース料総額) ×××

リース資産の減価償却累計額相当額××× (※)

リース資産の期末残高相当額×××

・未経過リース料期末残高相当額 (=未経過支払リース料残高) ×××

・うち1年以内の金額××× (※)

当期の支払リース料××× (※)

減価償却費相当額の算定方法は、×××法によっている。支払利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっている。

IV. リース資産の減損会計

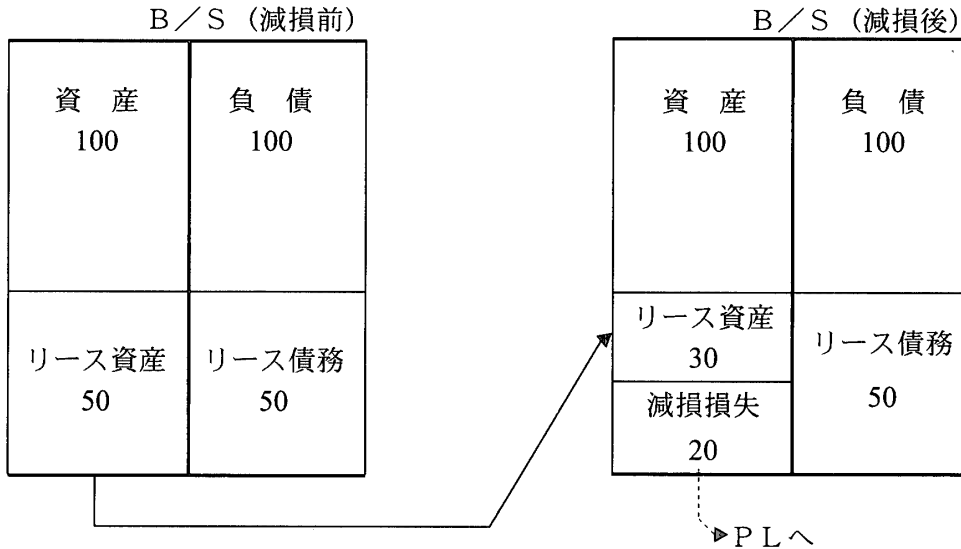
1. 所有権移転FL取引の減損処理

わが国の減損会計基準はOL取引に対して特に規定されていないことから、OL取引は減損対象には含まれないと判断できる¹¹。これに対して、所有権移転FL取引は、オンバランスとなっているため、減損会計「基準の対象資産となり減損会計が適用される」¹²。リース資産に減損の兆候がある場合は、リース資産を使用することによって生み出す「割引前の将来キャッシュフローの総額がこれらの帳簿価額を下回るときには、(リース資産に)減損の存在が相当程度に確実である」¹³と認識する。減損を認識されたリース資産は、「帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の(特別)損失とする」¹⁴。ここで言う回収可能価額は、「売却による回収額である正味売却価額(資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額)と、使用による回収額である使用価値(資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュフローの現在価値)のいずれか高い方の金額」¹⁵となる。

回収可能価額まで減額されたリース資産については、減損処理の結果の新簿価をもって減価償却計算が行われるため、減損後の減価償却費は減損前のそれよりも減損損失分だけ減額される。つまり長期的に見れば、減損損失と減価償却費は相殺されることとなる。したがって減損会計は費用の前倒しとしての効果が発揮される。いずれにしても所有権移転FL取引の減損処理は、図表5のように一般の固定資産と同様の手続きをとる。

したがって、リース会計と減損会計の交差で問題となるのは、図表6から分かるように、リース資産がレシー側でオフバランスになっている所有権移転外FL取引の減損処理である。

図表5 所有権移転FL取引の減損処理のイメージ



資本化処理の減損会計 (資産減額処理)

図表6 所有権移転外FL取引の会計処理と減損処理との関係

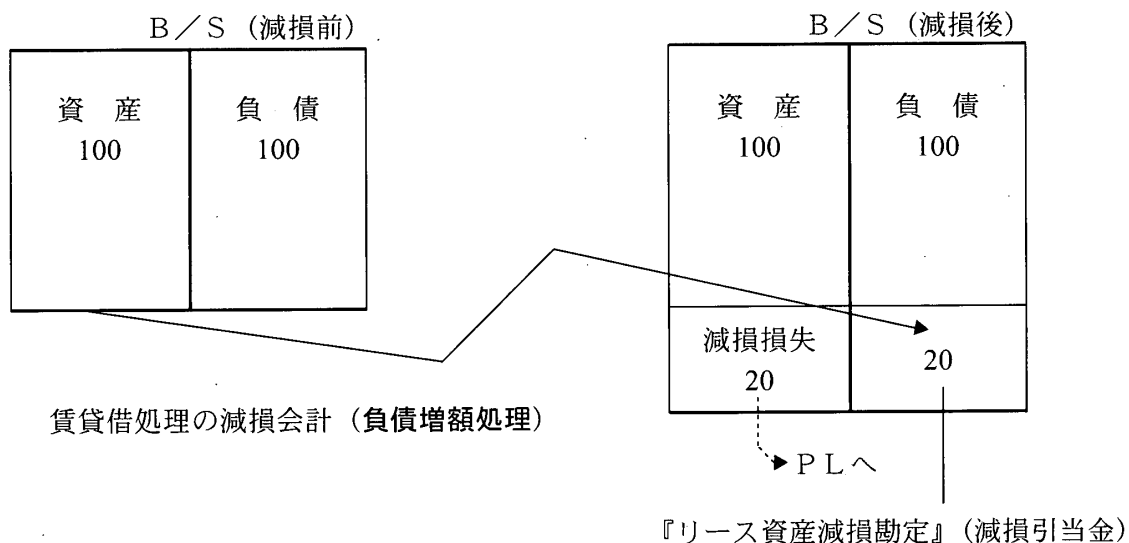
	資本化処理	賃貸借処理
レッサー	リース債権の資産計上 (金融商品会計基準の対象)	固定資産の資産計上 (減損会計基準の対象)
レシー	固定資産の資産計上 (減損会計基準の対象)	オフバランス (減損会計基準注解12)

2. 所有権移転外FL取引の減損処理

「減損意見書」によれば、所有権移転外FL取引の「リース資産に分配された減損損失は負債として計上し、リース契約の残存期間にわたり規則的に取崩す」¹⁶こととなっている。リース資産がオフバランスのため、減額すべき対象資産がBS上に存在しない。このため、図表7に示すように、「減損意見書」では、減損損失に相当する金額を負債に計上することで、貸借の差額を生じさせ、BS上に減損損失に相当する金額を発生させるという苦肉の会計処理を提示している。この負債の勘定科目として、「減損適用指針」では、「リース資産に分配された減損損失は、重要性がある場合には負債の部において『リース資産減損勘定』等適当な科目をもって計上する」¹⁷としている。

所有権移転外FL取引の減損処理は、所有権移転FL取引の場合と異なり、減損後も新簿価を認識しないため、費用の前倒しとして計上された減損損失を減価償却費と相殺することができない。このため、リース契約の残存期間にわたり規則的に取崩す方法として、「減損意見書」は、「取崩された金額は、各事業年度の支払リース料と相殺する」¹⁸といている。

図表7 所有権移転外FL取引の減損処理のイメージ



資本化処理の所有権移転FL取引における減損会計は、当該リース資産がオンバランスとなっているために、通常の固定資産の減損処理と同様に「資産減額処理」である。これに対して、賃貸借処理の所有権移転外FL取引における減損会計は、当該リース資産がオフバランスとなっているがゆえに、つまり減損対象資産が計上されていないために「負債増額処理」となる。

V. おわりに

FL取引に対して資本化処理を採用している場合には、レシーにおいて使用されているリース資産は減損会計基準の対象資産となり減損会計が問題なく適用されるが、賃貸借処理を採用している場合であっても、資本化処理を採用した場合との均衡をたもつうえで、減損会計と同様の効果をもつ会計処理を行う必要があった。このため、「減損意見書」では、「賃貸借処理を採用している場合のファイナンス・リース取引に係るリース資産又は当該リース資産を含む資産グループの減損処理を検討するに当たっては、当該リース資産の未経過リース料の現在価値を当該リース資産の帳簿価額とみなして本基準を適用することとした」¹⁹としている²⁰。それゆえに、資本化処理の所有権移転FL取引と同様、賃貸借処理の所有権移転外FL取引のリース資産、つまりBSに固定資産として計上されていないリース資産についても、減損会計基準の対象にすることとなったのである。

減損会計基準を適用して、認識・測定された減損損失は、評価減の一種である。所有権移転FL取引は、通常の固定資産の場合と同様に、減損損失の金額を「資産減額処理」というBS処理を経由して、減損損失を特別損失に計上するというPL処理を行う。これに対して、所有権移転外FL取引は、リース資産に関する情報が注記に記載されているため、減損損失の金額が「負債増額処理」という変則的なBS処理を経由して、減損損失を特別損失に計上するというPL処理を行う。

評価差額に関する情報開示のレベルには、第一段階として注記方式、第二段階として評価差額をBS本体に計上するBS処理方式、第三段階として評価差額をPLに計上するPL処理方式がある²⁾。所有権移転FL取引の減損処理は、第二段階から第三段階に到達している。注記に記載されている所有権移転外FL取引の減損処理も、「リース資産減損勘定」を使うことで、第二段階および第三段階に到達している。このように減損会計基準は、評価差額の処理に関しては、所有権移転FL取引と所有権移転外FL取引との間に区別を設けていないのである。

減損会計基準の導入によって、これまでオフバランスとなっていた所有権移転外FL取引は、「リース資産減損勘定」をもってBS処理を行わざるを得なくなった。いわゆるオフバランスである所有権移転外FL取引のオンバランス化の道が開かれたのである。

会計基準の整合性の観点から、所有権移転FL取引と所有権移転外FL取引とに区別を設けていない減損会計基準の導入によって、わが国特有の存在である所有権移転外FL取引それ自体と、オフバランスになるFL取引の賃貸借処理を認めるわが国のリース会計基準は、大幅な変更を余儀なくされている。また、リース会計基準の国際的調和の観点からも、所有権移転外FL取引に対する資本化処理の強制、さらには所有権移転外FL取引それ自体の廃止が目前に迫っていると言えよう。

1 吉田勝弘『リース会計の理論と制度』（同文館、2003年）の「はしがき」を参照。

2 「リース意見書」の「リース取引に係る会計基準」の二1。

3 FASB, *SFAS13-Accounting for Leases*, Nov. 1976.

4 *Ibid.* para. 7.

5 *Ibid.* para. 60.

6 IASC, *IAS17-Leases*, Dec. 1997(revised 1997).

7 *Ibid.* para. 5.

8 「リース意見書」の「リース取引に係る会計基準」三1(2)。

9 「リース実務指針」の二2(1)①②③。

10 同上、二2(2)①②。

11 財団法人財務会計基準機構『詳解 減損会計適用指針』中央経済社、2004年、151頁。

12 「減損意見書」四4。

13 「減損意見書」四2(2)。

14 「減損意見書」四2(3)。

15 「減損意見書」四2(3)。

16 「減損意見書」の「固定資産の減損に係る会計基準注解」(注12)。

17 「減損適用指針」60。

18 「減損意見書」の「固定資産の減損に係る会計基準注解」(注12)。

19 「減損意見書」四4。

20 財団法人財務会計基準機構、前掲書、151頁。

21 早川豊『保守主義と時価会計』同文館、2002年、6頁。